



申請から決定まで



申請書類

- ・奨励措置適用申請書
- ・当該奨励措置の対象となる固定資産の一覧表
- ・国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類
- ・法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し
- ・当該奨励措置の対象となる固定資産に応じて必要な書類
- ・その他市長が必要と認める書類

申請期間

奨励措置の内容に応じた日から翌年1月末日まで

【奨励措置内容】

立地支援：立地の日

設備投資支援：固定資産の取得の日

地域貢献支援：特例子会社一特例子会社の認定の日

事業所内保育施設一事業所内保育施設設置の日

現地調査・ヒアリング

奨励措置適用申請書を受理した後、産業振興課及び資産税課により必要に応じて現地調査及びヒアリングを行い、当該奨励措置の対象となる固定資産について確認を行います。

奨励措置適用・不適用決定

現地調査及びヒアリングの後、奨励措置を受けようとする企業等へ、奨励措置適用・不適用決定通知を送付します。



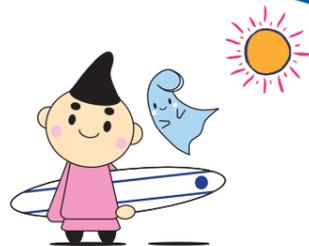
出展：国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所ホームページ一部修正

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例～ビルドアップ茅ヶ崎2nd～ 平成28年(2016年)4月発行

発行／茅ヶ崎市 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

編集／経済部産業振興課商工業振興担当

☎0467-82-1111(代表) 内線 2392 ☎0467-57-8377 🌐http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/



ビルドアップ⁺ 茅ヶ崎2nd

Buildup Chigasaki 2nd

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例

手厚い税制優遇で企業活動を支援!!

茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市企業等立地等促進条例により、企業の市内での事業活動と地域社会に貢献する取り組みを応援します!!

立地支援



企業等が茅ヶ崎市内に新たに事業所を立地(家屋を新築、取得、増築、賃借、又は拡張)させた場合

地域	工業系地域 (工業地域、工業専用地域、準工業地域)	一般の地域 (工業系地域以外の地域)
業種	(大分類) 製造業、情報通信業、運輸業、郵便業 (中分類) 学術・開発研究機関、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業	(大分類) 情報通信業 (中分類) 郵便業(信書便事業を含む)、学術・開発研究機関、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業

※各地域と業種については、関係法令による制限があります。

	大企業		中小企業	
	1億円以上	3億円以上	2千万円以上	5千万円以上
投下資本額	1億円以上	3億円以上	2千万円以上	5千万円以上
奨励措置期間	5年間	7年間	5年間	7年間
奨励措置内容	1/3課税(固定資産税を 1.4% → 0.47%) (都市計画税を 0.3% → 0.1%)		1/4課税(固定資産税を 1.4% → 0.35%) (都市計画税を 0.3% → 0.075%)	
	ロボット関連事業(※)は 課税免除 (※さがみロボット産業特区に関連すると認められる事業)			



立地支援 + 地域貢献支援

「立地支援」と「地域貢献支援」を併せて満たす場合



奨励措置期間	立地支援の奨励措置期間を2年間延長
奨励措置内容	取得した固定資産に係る固定資産税・都市計画税を 課税免除

【改正のポイント】

- ① 支援を **5年間延長** [平成28年(2016年)4月~令和10年(2028年)3月]
- ② 立地支援、設備投資支援に **宿泊業** を追加
- ③ ロボット関連事業、事業所内保育施設、特例子会社等を **課税免除**
- ④ 固定資産税・都市計画税の優遇税率、優遇期間を **大幅に拡大**

設備投資支援

企業等が事業の維持・拡大のために、一定額以上の設備を導入した場合

地域	全ての地域	
業種	(大分類) 製造業、情報通信業、運輸業、郵便業 (中分類) 学術・開発研究機関、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業 ※各地域と業種については、関係法令による制限があります。	
取得価額 (※導入した設備一品あたり)	大企業	5千万円以上
	中小企業	500万円以上
奨励措置期間	5年間	
奨励措置内容	1/3課税(固定資産税を 1.4% → 0.47%)	

設備には、太陽光発電、雨水貯留、騒音振動対策など事業所の良好な環境整備に関係するものも含む



地域貢献支援

企業等が

① 事業所内保育施設を設置

(※規則で定める事業所内保育施設設置基準を満たしている必要があります。)

② 特例子会社の認定を取得した場合



地域	全ての地域	
業種	全ての業種	
設備・施設基準	事業所内保育施設	特例子会社
奨励措置期間	5年間	
奨励措置内容	取得した償却資産に係る固定資産税を 課税免除	

